

スーパーコンピュータシステム利用規約

情報統合本部長

2024年4月1日

(趣旨)

第1条 この規約は、組織規程第6条別表2に基づき、国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）情報統合本部が整備・運営している研究情報システム基盤（スーパーコンピュータシステム）（以下「本システム」という。）の利用・運用について、及び「情報統合本部が提供する情報システムサービスに関する規程」（令和2年規程第247号）第6条に規定する必要な事項及び利用資格の詳細を定めるものである。

(利用目的)

第2条 本システムは、研究所がその使命とする科学技術研究等の推進と発展及び社会貢献のために設置される。

2 本システムの利用者は、その目的を十分に認識し、目的に合致する研究の遂行に努めること。

(利用資格)

第3条 規程第2条に定めるサービス対象者とは、次の号に掲げるものとする。

- (1) 研究所の役員、職員、あるいは職員に準じる常勤者。
- (2) 研究所の非常勤あるいは非雇用職員のうち管理職相当であり、前条の利用目的に合致する研究を遂行する者。
- (3) (2)を除く、研究所の非常勤あるいは非雇用職員であり、研究所の受け入れ責任者（所属長：主任研究員、チームリーダーやユニットリーダー以上の管理職）が前条の利用目的に合致する研究を遂行すると認めた者。
- (4) 研究所が主体で契約を締結した研究開発課題のうち、情報統合本部情報システム部長（以下「部長」という。）と協議の上、特に必要と認められた課題を推進する研究所の所属長が課題を遂行するために必要と認めた者。
- (5) 文部科学省委託事業「HPCIの運営」の委託事業代表機関である一般財団法人高度情報科学技術研究機構（以下「機構」という。）に本システムを利用するHPCIの課題として選定された課題を実施する者（以下「HPCI課題利用者」という。）。
- (6) 前各号を除く、研究所の所属長が研究所に資する研究を遂行するために必要な作業を行うと認めた者。ただし、第4条に定める代表者となることはできない。
- (7) 前各号に掲げる者のほか、特に部長が情報統合本部の運営上必要と認めた者。

(課題申込と利用負担金)

第4条 本システムを利用しようとする者は、部長が定めた運用実施手順（以下、「手順」という。）に基づき課題とその課題代表者（以下「代表者」という。）を定めなければならない。

2 代表者は部長に所定の利用申込みを行うものとする。

3 一部のサービスについて、「情報統合本部が提供する情報システムサービスに係る利用負担金の取扱いについて」（平成30年通達第99号）に基づき利用負担金を設定する。

4 利用負担金の対象となるサービスを利用するときは、手順に基づき支払責任者を設定する必要がある。

(利用承認)

第5条 前条の利用申込みを受け付け、部長が利用を認めたときは、これを承認し、承認された課題の課題番号を代表者に通知するものとし、代表者を含むその課題に属する者（以下、「利用者」という。）にユーザIDを付して利用登録を通知するものとする。

(課題番号の有効期間)

第6条 前条の課題番号の具体的な有効期限は別に定める。

(不正利用の防止)

第7条 利用者は、ユーザID及び利用者認証に要するもの（パスワード、SSH(Secure Shell)などの遠隔アクセスで用いる鍵及び電子証明書など）を適切に管理し、不正利用の防止に努めなければならない。

(利用者の義務)

第8条 利用者は、本システムの利用に当たっては、本規約を遵守し、手順に従わなければならない。

2 HPCI 課題利用者は、本規約、手順及び機構が提示する規定等を遵守すること。

3 機構が提示する規定等と本規約や手順の内容や解釈に調整が必要な場合は機構および情報統合本部情報システム部（以下「システム部」という。）と協議し、第18条に基づいて定めるものとする。

(施設・設備等の利用)

第9条 利用者は、本システムの利用に当たっては、他に定めがある場合を除き、部長の承認のもと、システム部の施設、設備及び物品を使用することができる。

(届出)

第10条 利用者は、ユーザ ID や課題番号の有効期間内に第 4 条おいての登録情報(所属や役職などの利用者情報)に変更が生じたときは、速やかに部長に届け出なければならない。

(禁止事項)

第11条 利用者は次の各号の一に該当する利用を行ってはならない。

- (1) 第 2 条に規定する利用目的以外で本システムを利用すること。
 - (2) 第 5 条における利用承認を受けた課題内容以外で本システムを利用すること。
 - (3) 課題番号やユーザ ID を他人に利用させること。
 - (4) その他法令、社会慣行に反する行為、又は公序良俗に反する行為。
 - (5) その他本システムの運営を妨げるような行為。
- 2 情報セキュリティ関連において次の各号の一に該当する利用を行ってはならない。
- (1) 研究所に所属する利用者は、研究所の情報セキュリティ関連文書に反すること。
 - (2) 研究所に所属しない HPCI 課題利用者は、著作権やソフトウェアライセンスなど知的財産権の侵害などの行為、最新ソフトウェアへのアップデートの未実施、ウイルス対策等の端末対策の未実施、十分に長い(10 文字以上)パスワード・パスフレーズなどの未利用及び所属機関で許可を得ていない個人に関する情報の利用など、一般的なセキュリティ対策に反すること。

(利用承認の取消等)

第12条 部長は、本システムの運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合、利用者に利用方法の改善を指示することができる。

- 2 利用者が前項の指示に従わない場合及び次の各号の一に該当したときは、部長は本システムの利用承認を取り消し、又は利用を停止させることができる。
- (1) 第 3 条の利用資格を喪失したとき。
 - (2) 利用負担金を支払わないとき。
 - (3) 第 11 条に規定する禁止事項に抵触したとき。
 - (4) 第 14 条に規定する報告、本システムの利用の明記や報告書の提出がないとき。
 - (5) 研究所から要請があったとき。

(結果の帰属)

第13条 利用者が主体的に本システムを利用して得られた結果の帰属は、利用者が所属する機関の定めるところに従うものとする。

(報告書の提出等)

第14条 部長は、利用者に対し、本システムを利用した結果又は経過の報告を求めることが

できる。利用者は、報告を求められた場合は、部長に報告するものとする。

2 利用者は、本システムの利用による研究等の成果を論文等により公表するときは、当該論文等に所属及び本システムを利用した旨を明記しなければならない。

3 第1項により提出された報告書は原則として公開とし、システム部の広報等の用に供することができるものとする。

(秘密保持)

第15条 システム部は、本システムの利用に際して知り得た利用者の研究上、技術上その他の秘密とすべき情報(各種コード、データや利用者が特定されるシステムログなど。)を厳格に取扱い、本システムの運用上の目的以外には利用してはならない。

2 システム部は、利用者や研究内容が特定されないよう加工した利用者サポート情報や運用データ(システムを運転・運用したことによって機械的に生成されるデータ)を発表などに利用できるものとする。

(損害賠償)

第16条 利用者は、施設・設備・本システム等の利用において、利用者の故意または重過失によって施設・設備・本システム等を汚損、損傷若しくは滅失し、又はこの規約及び許可条件に違反したことにより研究所に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(利用における注意事項)

第17条 故意または重過失がない本システム利用において、利用者が損害を被った場合、利用者がその他本システムに関連して損害を被った場合又は利用者が第三者に損害を与えた場合について、研究所は一切の責任及び負担を負わない。

2 本システム及び付属する施設・設備・機器等の故障等で研究所の故意または重過失がない事案により、予定していた利用時間が減少、又は本システムを利用できなかったことに伴い利用者に被害が発生した場合において、研究所は一切の責任及び負担を負わない。

3 安全保障輸出管理の対象となる利用者が行う技術の提供及び、人を対象とする生命科学・医学系研究の実施など所属機関での審査対象となる研究については、利用者が責任をもって管理することとし、研究所や情報統合本部に故意や重過失がない場合、研究所に所属しない HPCI 課題利用者に対して研究所は、それ以外の利用者に対して情報統合本部は、当該規制への違反等に関しては、一切の責任を負わない。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、本システムの利用や運用に関し必要な事項は別に定

める。